

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日: 令和3年5月14日)

開催日及び場所		令和3年3月11日(木曜日) 九州森林管理局4階 第2会議室		
委員		鹿瀬島 正剛(弁護士) 諏佐 マリ(熊本大学法学部准教授) 村中 剛士(公認会計士)		
審議対象期間		令和2年10月1日～令和2年12月31日		
審議対象案件		199件 うち、1者応札案件 82件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		10件 うち、1者応札案件 5件 (抽出率 5%) (抽出率 5%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 %)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型指名競争	件
			工事希望型競争	件
			その他の指名競争	件
		随意契約		件
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型競争	件
			簡易公募型競争	件
			その他の指名競争	件
		随意契約	公募型プロポーザル	件
			簡易公募型プロポーザル	件
			標準型プロポーザル	件
			その他の随意契約	1件
	物品・役務等	一般競争		3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争		件
		随意契約(企画競争・公募)		件
		随意契約(その他)		2件
	(特記事項) 特になし			

	質問	回答
各委員からの意見・質問それに対する回答等	<p>○抽出事業について</p> <p>・No.3の朝倉の治山事業に関して、抽出の資料で金額の高い順に並べた表を見ると上位5件中3件を(株)へいせいが占めていたが、これは偶然なのか。</p>	<p>・現在は、公共土木工事に係る積算因子については、大半が公表されており、それらを積み上げると、ほぼ設計価格を見積もることが可能となっている。このため、受注しようとする企業は、利益率等、自らの意思で判断し応札することになる。ただ、発注者としては企業の意思を押し量ることができないが、企業自ら積算した価格に検討を加えた結果であると思われる。</p>
	<p>・No.6とNo.8の事業内容は同じということであるが、一般競争入札で応札したものと随意契約となったものは業者の問題や地域性の差があるのか。</p>	<p>・地域性も出ていると考えている。また、一方は薬剤を扱う業者で、一方は森林保全の業者であった。薬剤の購入価格にも差が出た可能性がある。</p>
	<p>・No.8は鹿児島島の指宿であるが、この場所となると応札する業者は今回の落札者と決まってくるようなものということか。</p>	<p>・鹿児島では、今回の指宿、吹上浜、大隅半島の海岸林と大きく3か所で予防と駆除の事業を行っているが、どの地域も応札者は1者、多くて2者という状況である。ここ数年の応札結果を見ると、事業量が多いわけではないので、新規参入が難しいように感じる。</p>
	<p>・一般競争入札から不落不随意契約への切り替えというのは交渉になるのか。</p>	<p>・交渉である。予定価格の変更はできないので、それを下回る金額で最終的には決まる。</p>
	<p>・その状況でも、来年全く同じ事業があったとしても予定価格は変わらないのか。</p>	<p>・薬剤の金額や、諸経費の項目の単価は毎年見直されるので、若干の変更は生じる。</p>
	<p>・大幅な変更はないということか。積算の方法は変わらず、細かい単価が変わるということか。</p>	<p>・そのとおりである。</p>
	<p>・毎年随意契約となる可能性があるのか。</p>	<p>・否定はできない。改めて入札にかけるとなると、事業の期限は決まっており、工期が短くなってしまっているので、業者にとっては不利になる。</p>
	<p>・引き受けてほしいのに金額は変えられないというのは押し付けているのにおかしいのではないのか。業者がその金額ではどうしてもできない、となった場合はどうするのか。</p>	<p>・最短での入札を再度やり直すこととなる。その際には積算の見直しをする。予定価格の構成内容の項目を見直すことになる。</p>
	<p>・生き物に対しての事業であるので時期が遅れてしまっては意味がないのではないのか。</p>	<p>・そのとおりで、春からはまた別の予防事業も行う必要が出てくる。</p>
	<p>・松くい虫関係の業務は時期が限られていたり、地域によっては業者が少なかったりしているという状況でも一般競争入札でやらなければならないのか。</p>	<p>・財務大臣の認可が必要となるもので、申請が必要となる。一度申請をして問題点がクリアできると随意契約でも可能になるが、この作業がなかなか厳しいところがある。本庁に意見があったことも伝えている。局の事務改善委員会でもそういった意見を上申している。</p>
<p>・新規参入が難しい業種であれば、今いる業者をなんとかして保護していくような仕組みが必要になるのではないのか。</p>	<p>・業者がいなくなったらということも必要である。防除事業でヘリコプターを使った空中散布の事業については九州には2者があったところ、1者が撤退することになり、本庁とも協議しつつ1者でも可能な方法を検討していきたい。</p>	

	<p>・松くい虫にやられてしまうと結果的に森林破壊につながるのか。</p> <p>・No.9についてシカの捕獲は目標頭数が230頭となっているが、それ以上捕獲できる分は問題ないと思うが、100頭しか捕れなかったなど少なかった場合はどういった対応になるのか。</p> <p>・罠だと誰がとったか判断しにくいのか。</p> <p>・No.10について抽出理由にもあるが、森林管理局で行う事業であるのか。どういった目的なのか。</p>	<p>・保安林機能が働かなくなる。海岸で潮風を防げなくなり、農作物や建築物への被害が危惧される。</p> <p>・数か月の事業期間を設定しており、毎月事業報告を受けている。目標頭数はあくまで目安である。設定した期間より短い期間内で捕獲頭数が達成できる場合や、目標頭数以上捕獲することもあるが、契約が終了するわけではない。また、目標頭数より多く捕獲しても支払う金額は契約金額が上限となる。あまりにも捕獲頭数が少なかった場合には諸経費を減額することもある。</p> <p>・罠を設置した人の名札を近くに下げている。鳥獣保護等の観点もあり、始末もきちんとするため毎日見回りもする。ただこういった業務も厳しくなっていく中で労力を軽減していくために試行的にICT技術も取り入れている。</p> <p>・西表島はほとんどが国有林で、そのうち8～9割が世界遺産に推薦されている。国有林だけでなく、環境省や自治体と世界遺産としてどのように取り組むかという協議会を作っている。エコツーリズムともかかわってくる。レクリエーションの森で特に人に入ってもらおうという目的を持った、美しい森に設定している箇所である。世界遺産の候補とするために、保護林としてここは守るべきだという区域を広げたり、環境省は国立公園を広げたりしている。人が入った際にどういった弊害が出るのかということを事前に調査するものである。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>	

事務局：九州森林管理局企画調整課